

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年1月31日

【会社名】 日本精工株式会社

【英訳名】 NSK Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 大塚 紀男

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03 - 3779 - 7111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務 総務部長 池村 幸雄

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03 - 3779 - 7111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務 総務部長 池村 幸雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年3月期第3四半期決算において、軸受製品の取引に係る関係当局による調査等のうち欧州その他一部の国におけるものに関して、今後発生する可能性のある損失について最善の見積りを行い、特別損失に計上いたしました。当該事象は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象と認められるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成26年1月31日

(2) 当該事象の内容

軸受製品の取引に関して、当社のドイツにおける販売子会社は、欧州委員会からEU競争法違反の疑いがあるとして調査を受けており、また当社の子会社は、その他の国においても関係当局の調査等を受けております。当社及び当社グループといたしましては、これらの調査等に全面的に協力しておりますが、これらのうち欧州その他一部の国における調査等に関して、今後発生する可能性のある損失について最善の見積りを行い、独占禁止法関連損失として特別損失に計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響

平成26年3月期第3四半期の個別財務諸表において、独占禁止法関連損失100億円を特別損失として計上しております。

なお、連結損益に与える影響額も同額であります。

以上